

# 知って得 国保

## 国民健康保険税の納付は納期限内に

5月は、平成21年度国民健康保険税第1期の納期月です。納期限内に納めましょう。

〔※特別徴収（年金からの差し引き）の方は除きます〕

### “国保税の納付には、 便利な口座振替をご利用ください”

現在、口座振替を利用されていない納税義務者の方には、納税通知書とともに口座振替依頼書をお送りしています。口座振替にすると、指定された口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れの心配がありません。

#### ☆口座振替の申し込みには

- ・預金通帳
- ・印鑑（通帳届出印）
- ・納税通知書
- ・口座振替依頼書

これらが必要となります。

#### ☆口座振替を利用できる金融機関

- ◆肥後銀行本・支店
- ◆熊本ファミリー銀行本・支店
- ◆熊本第一信用金庫本・支店
- ◆熊本信用金庫本・支店
- ◆上益城農協本所および各支所
- ◆郵便局・ゆうちょ銀行

の各窓口で手続きをしてください。

※「口座振替依頼書」は、上記金融機関町内各支店・支所または、役場会計室窓口・税務課に備え付けてあります。

#### 問い合わせ先

役場保険課国保年金係 ☎ 286-3111 内線 121～123  
役場税務課納税係 ☎ 286-3111 内線 143・144

# 国民年金

## 付加年金についてご存じですか？

老齢基礎年金受給額をより高いものにしたいと考えている人のために、付加年金があります。

国民年金第一号被保険者（自営業・無職など）や任意加入被保険者が定額国民年金保険料にプラスして付加年金保険料を納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされた年金（終身）を受給することができます。

#### 加入できる人

国民年金第一号被保険者または任意加入被保険者

#### 加入できない人

国民年金保険料免除・猶予を受けている人や国民年金基金に加入している人

- 付加年金保険料 月額 **400円**
- 付加年金の受給額（年額） **200円** × 付加保険料納付月数

【例】 付加年金保険料を10年間納付した場合

付加年金保険料支払額 400円 × 10年（120月） = 48,000円

付加年金受給額 200円 × 10年（120月） = 24,000円（年額）

つまり、受給開始から2年間で付加年金保険料納付相当分の年金を受けることになります。



問い合わせ先 熊本東社会保険事務所 ☎ 367-8144  
役場保険課国保年金係 ☎ 286-3111 内線 122・123